

## 財政的援助団体等監査の結果（令和4年3月1日決定分）

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の趣旨

財政的援助団体等監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第3号に規定する財政的援助団体等監査を実施するもので、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、県が補助金等を交付している団体については、対象事業が補助等の目的に沿って適正で効果的に行われているか、県が出資又は出えんを行っている団体については、当該団体の事業が出資又は出えんの目的に沿って適切に運営されているか、また、公の施設の指定管理者については、管理を行わせている趣旨に沿って施設の管理が適切に行われているかをそれぞれ主眼として、監査基準に準拠して実施した。

#### 2 監査の実施内容

監査は、実地検査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関に出向き、提出された監査資料を基に、令和2年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

#### 3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	広島県土地開発公社	令和3年12月1日	令和3年11月10, 11日	実地	3
2	広島県道路公社	令和3年12月1日	令和3年11月10, 11日	実地	5
3	広島県住宅供給公社	令和3年12月1日	令和3年11月10, 11日	実地	6
4	公益財団法人ひろしま産業振興機構	令和3年12月23日	令和3年11月25, 26日	実地	8
5	公益財団法人広島県下水道公社	令和4年3月1日	令和3年12月14～16日	書面	13
6	公益財団法人ひろしまこども夢財団	令和4年3月1日	令和3年11月16日	書面	15
7	一般社団法人広島県野菜価格安定資金協会	令和4年3月1日	令和4年1月13日	書面	17
8	広島県職業能力開発協会	令和4年3月1日	令和3年10月27日	書面	19

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
9	広島県商工会連合会	令和4年3月1日	令和4年1月12日	書面	20
10	株式会社恐羅漢	令和4年3月1日	令和3年10月26日	書面	22
11	一般財団法人休暇村協会	令和4年3月1日	令和3年12月9日	書面	23
12	日本空港コンサルタンツ・大成有楽不動産連合体	令和4年3月1日	令和3年12月16日	書面	24
13	広島県ビルメンテナンス協同組合	令和4年3月1日	令和3年12月21日	書面	25
14	株式会社東急コミュニティー	令和4年3月1日	令和3年12月22日	書面	27
15	一般社団法人広島県医師会	令和4年3月1日	令和3年12月22日	書面	28

## 第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

### 【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

# 1 広島県土地開発公社

## (1) 監査の概要

### ア 法人の概要

- ・ 設立目的 公共用地，公用地等の取得，管理，処分等を行うことにより，地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与すること。
- ・ 所在地 広島市中区大手町二丁目 11 番 15 号
- ・ 代表者 理事長 伊達 英一
- ・ 設 立 昭和 48 年 3 月 31 日
- ・ 役職員（令和 3 年 9 月 30 日現在）  
 役員 12 人（うち常勤 2 人）  
 職員 9 人（非常勤職員を含む。）
- ・ 主な事業 公有地取得事業，土地造成事業
- ・ その他 平成 21 年 4 月 1 日から，広島県道路公社及び広島県住宅供給公社と事務局を統合している。

### イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和 2 年度
事業収益 A	450,868
事業原価 B	414,694
販売費及び一般管理費 C	75,878
事業利益 D (A - B - C)	▲39,703
事業外収益 E	131,462
事業外費用 F	0
経常損益 G (D + E - F)	91,759
特別利益 H	0
特別損失 I	0
当期純損益 J (G + H - I)	91,759
資産合計 K (L + M)	30,893,078
負債合計 L	10,072,903
資本合計 M	20,820,175
（うち資本金）	30,000
（うち準備金）	20,790,175

注 端数調整により合計が一致しない場合がある。

### ウ 県の財政的援助等の状況（令和 3 年 3 月 31 日現在）

（ア）資本金 30,000,000 円の全額を出資（所管課 土木建築局用地課）

（イ）用地先行取得資金貸付金（所管課 土木建築局空港振興課）

- ・ 貸付金残高 1,532,676,933 円
- ・ 貸付の対象 用地費及び補償費（県が依頼する広島空港関連工業・流通業務用地の取得）

(ウ) 債務保証 (所管課 土木建築局都市計画課)

- ・ 債務保証残高 208,069,914 円
- ・ 保証の対象 県土地開発公社が行う国交省補助事業 (街路) の用に供するための公共用地の取得に係る金融機関からの長期借入金

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 2 広島県道路公社

### (1) 監査の概要

#### ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県の区域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。
- ・ 所在地 広島市中区大手町二丁目 11 番 15 号
- ・ 代表者 理事長 伊達 英一
- ・ 設 立 昭和 56 年 3 月 30 日
- ・ 役職員 (令和 3 年 9 月 30 日現在)  
役員 7 人 (うち常勤 2 人)  
職員 17 人 (非常勤職員を含む。)
- ・ 主な事業 安芸灘大橋有料道路の管理
- ・ その他 平成 21 年 4 月 1 日から、広島県土地開発公社及び広島県住宅供給公社と事務局を統合している。

#### イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	令和 2 年度
総収益 A	1,103,219
総費用 B	1,103,219
当期利益 C (A - B)	0
資産合計 D (E + F)	13,562,312
負債合計 E	9,712,312
(うち、特別法上引当金等)	9,328,225
資本合計 F	3,850,000
(うち、基本金)	3,850,000
(うち、利益剰余金)	0

注 総収益は、業務収入、受託業務収入、業務外収入の合計

特別法上引当金は、償還準備金 (毎年の道路事業収支差益の繰入額) と道路事業損失補てん引当金 (道路料金収入 (税抜)  $\times 1/10$ ) の合計

#### ウ 県の財政的援助等の状況 (令和 3 年 3 月 31 日現在)

(ア) 基本金 3,850,000,000 円の全額を出資 (所管課 土木建築局道路河川管理課)

(イ) 債務保証 該当なし

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

### 3 広島県住宅供給公社

#### (1) 監査の概要

##### ア 法人の概要

- ・ 設立目的 住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。
- ・ 所在地 広島市中区大手町二丁目 11 番 15 号
- ・ 代表者 理事長 伊達 英一
- ・ 設 立 昭和 41 年 3 月 28 日
- ・ 役職員 (令和 3 年 9 月 30 日現在)  
     役員 9 人 (うち常勤 3 人)  
     職員 25 人 (非常勤職員を含む。)
- ・ 主な事業 住宅の建設、賃貸、管理及び譲渡、宅地の賃貸、管理及び譲渡、民間賃貸住宅の管理
- ・ その他 平成 21 年 4 月 1 日から、広島県土地開発公社及び広島県道路公社と事務局を統合している。

##### イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	令和 2 年度
事業収益 A	1,572,176
事業原価 B	1,257,917
販売費及び一般管理費 C	101,455
事業利益 D (A - B - C)	212,804
その他経常収益 E	59,323
その他経常費用 F	90,068
経常利益 G (D + E - F)	182,059
特別利益 H	5,304
特別損失 I	6,524
当期純利益 J (G + H - I)	180,839
資産合計 K (L + M)	20,858,869
負債合計 L	9,644,603
資本合計 M	11,214,266
(うち資本金)	10,000
(うち剰余金)	11,204,266

注 端数調整により合計が一致しない場合がある。

##### ウ 県の財政的援助等の状況 (令和 3 年 3 月 31 日現在)

資本金 10,000,000 円のうち、8,300,000 円を出資 (所管課 土木建築局住宅課)

## (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 4 公益財団法人ひろしま産業振興機構

### (1) 監査の概要

#### ア 法人の概要

- ・設立目的 産学官の協同体制により，県内産業の技術の高次化を促進するとともに，新事業の創出，中小企業等の経営・技術革新，経営基盤の強化，国際化対応等を総合的に支援することにより，企業の活性化を図り，もって地域産業の発展に寄与する。
- ・所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号
- ・代表者 理事長 池田 晃治
- ・設立 昭和58年11月24日
- ・役職員 役員23人（うち常勤7人），職員89人（非常勤職員を含む。）（令和3年9月末現在）
- ・主な事業 創業・経営革新等の支援，技術研究開発の支援及び技術交流の促進，大学等の研究成果及び特許の技術移転の促進，高度産業人材等の育成，取引先開拓の支援，経営・技術等に係る産業情報の収集・提供，資金等の支援，国際ビジネスの支援，公の産業振興施設の指定管理

#### イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和2年度
経常収益 A	1,467,185
経常費用 B	1,530,426
当期経常増減額 C (A - B)	▲63,240
経常外収益 D	59,843
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D - E)	59,843
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	▲3,398
当期指定正味財産増減額 H	▲19,056
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	▲22,454
資産合計 J (K + L)	11,573,159
負債合計 K	9,410,186
指定正味財産	1,187,157
（うち，基本財産充当額）	(126,200)
一般正味財産	975,816
正味財産合計 L	2,162,973

※ 出典：出資法人経営状況説明書



ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産 126,200,000 円のうち 66,000,000 円 (52.3%) を出捐

(令和 3 年 9 月 30 日現在) (所管課 商工労働局商工労働総務課)

(イ) 補助金及び負担金 622,991,736 円を交付 (令和 2 年度)

- a 令和 2 年度広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター事業費補助金を交付  
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 58,172,258 円
  - ・交付の目的 中小企業・ベンチャーに対する事業化・市場化 (新事業展開, 経営革新等) の支援
  - ・補助対象経費 中小・ベンチャー企業成長支援事業, 情報創造提供事業, チーム型支援事業及び中小企業技術・経営力評価制度活用促進事業を実施するための経費
- b 令和 2 年度広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター管理運営費補助金を交付  
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 54,674,770 円
  - ・交付の目的 広島県中小企業・ベンチャー総合支援センターの管理運営に対する助成
  - ・補助対象経費 広島県中小企業・ベンチャー総合支援センターの運営を行う職員の人件費 (給料, 諸手当, 共済費等及び退職手当引当金等)
- c テイクアウト・デリバリー参入促進事業費補助金を交付  
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 287,276,589 円
  - ・交付の目的 テイクアウト・デリバリー事業に参入する中小企業者に対する経費補助
  - ・補助対象経費 助成対象企業の公募, 選定, その他助成金交付に係る管理運営 (交付申請書の受理, 支払業務等) 及び助成金交付業務に必要な経費
- d 令和 2 年度平成 30 年 7 月豪雨に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付事務経費補助金を交付  
(所管課 商工労働局経営革新課)
- ・補助額 13,230,257 円
  - ・交付の目的 貸付事務を行う復興支援金融センター運営補助
  - ・補助対象経費 復興支援金融センター運営費 (人件費, 旅費, 事務費)
- e 令和 2 年度地域共同研究プロジェクト推進事業補助金を交付  
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 26,234,662 円
  - ・交付の目的 産学官協同体制による県内産業の技術の高度化に資する事業経費に対する支援
  - ・補助対象経費 地域共同研究プロジェクト推進事業に従事する職員給与費, 資料作成費及び事務室使用料等の経費

- f 令和2年度ひろしまものづくり人材育成センター事業費補助金を交付  
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 17,797,312 円
  - ・交付の目的 中小企業等の業務改善活動を指導できる人材の育成に要する経費に対する支援
  - ・補助対象経費 現場改善に係る人材育成塾運営等に要する経費(人件費, 講師謝金, 旅費, 委託費等)
- g 令和2年度広島県中小企業知財支援センター事業費補助金を交付  
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 6,771,785 円
  - ・交付の目的 中小企業等の技術や研究成果の発掘・活用提案に要する経費に対する支援
  - ・補助対象経費 当該事業に従事する職員給与費及び資料作成費等の経費
- h 令和2年度中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業費補助金を交付  
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 22,631,290 円
  - ・交付の目的 中小・ベンチャー企業に対する新事業展開・第2創業の支援
  - ・補助対象経費 助成事業企業の選定等の管理運営及び、助成事業企業に対する助成のための経費
- i 令和2年度広島県下請企業振興事業費補助金を交付  
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 35,573,469 円
  - ・交付の目的 下請中小企業に対する取引先開拓の支援
  - ・補助対象経費 取引先開拓支援のため実施する指導員等の設置に関する事業(人件費), 中小企業振興のための調査又は情報の収集若しくは提供事業(専門調査員等の謝金, 旅費, 資料等作成, 通信費, 会議費等)などに要する経費
- j 令和2年度自動車関連産業クラスター支援事業費補助金を交付  
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 43,090,212 円
  - ・交付の目的 県内の自動車関連産業の振興支援
  - ・補助対象経費 コーディネーター等の人件費, 企業・市場調査に必要な旅費, 専門家派遣, 委託費等の経費
- k 令和2年度ベンチマーキング支援事業費補助金を交付  
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 499,517 円

- ・ 交付の目的 市販自動車の分解を通じた自動車部品の最新技術のベンチマーキング及び評価・分析に関する支援
  - ・ 補助対象経費 ベンチマーキングセンターの施設管理や運営に要する経費，分解車両の取得経費及びその他分解調査に係る必要経費
- l 令和2年度新技術トライアル・ラボ運営事業費補助金を交付  
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・ 補助額 29,700,140 円
  - ・ 交付の目的 自動車メーカーの技術ニーズと部品企業の技術シーズを中心にした技術構想の企画，将来技術の芽の創出のための探索的な実験等の実施
  - ・ 補助対象経費 トライアル・ラボ運営費（需用費），研究資金，研究員の人件費，調査活動に係る旅費
- m 令和2年度ものづくり価値創出支援補助金を交付  
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・ 補助額 3,207,000 円
  - ・ 交付の目的 製造業者等を対象とした応用開発・実用化開発支援
  - ・ 補助対象経費 事業管理機関が行う，代表事業者単独又は，開発グループにおける研究開発の進行管理等に要する経費
- n 令和2年度国際経済交流支援負担金を交付  
(所管課 商工労働局海外ビジネス課)
- ・ 負担額 19,948,215 円
  - ・ 交付の目的 県内企業に対する国際ビジネスの支援
  - ・ 補助対象経費 海外事務所等の運営及び国際経済交流支援事業に要する経費，事務所の運営に要する経費への負担金
- o 令和2年度広島県中小企業基盤整備機構中国本部人材支援部運営協力事業補助金を交付  
(所管課 商工労働局経営革新課)
- ・ 補助額 4,184,260 円
  - ・ 交付の目的 中小企業大学校広島校への運営協力
  - ・ 補助対象経費 本財団から派遣した職員の職員給与，諸手当等
- (ウ) 損失補償（損失補償残高合計 51,203,438 円（令和3年3月31日現在））
- a 広島県設備資金貸付事業損失補償（所管課 商工労働局経営革新課）
- ・ 損失補償残高 7,344,809 円
  - ・ 損失補償の内容 設備資金貸付事業の貸付金に係る損失補償
- b 広島県設備貸与事業損失補償（所管課 商工労働局経営革新課）
- ・ 損失補償残高 43,858,629 円
  - ・ 損失補償の内容 設備貸与事業の貸与料に係る損失補償

(エ) 貸付金（貸付金残高合計 6,559,851,000 円（令和3年3月31日現在））

a 被災中小企業施設・設備整備支援事業（貸付事業）

（所管課 商工労働局経営革新課）

- ・貸付金残高 1,961,296,000 円
- ・貸付の目的 平成30年7月豪雨により被災した中小企業等に対してグループ補助金の自己負担分を無利子で貸し付けを行う
- ・貸付の対象 被災中小企業施設・設備整備支援事業の貸付原資

b 被災中小企業施設・設備整備支援事業（管理事業）

（所管課 商工労働局経営革新課）

- ・貸付金残高 4,598,555,000 円
- ・貸付の目的 被災中小企業施設・設備整備支援事業を実施するにあたり運用益を事務費等の財源とする
- ・貸付の対象 グループ補助金無利子貸付管理事業基金の造成

(オ) 公の施設の指定管理者（広島県立産業技術交流センターについては今回監査の対象外）

- ・施設名 広島県立広島産業会館
- ・所在地 広島市南区比治山本町 12-18
- ・指定期間 平成28年4月1日～令和3年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 利用料金収入で充当するため、管理費用は無しであったが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症に伴う催事中止によって、管理費用の補填が行われた。（令和2年度の県からの管理費用補填額 55,644,814 円）
- ・所管課 商工労働局商工労働総務課
- ・施設設備 展示場（9室）、会議室（1室）、控室等（13室）、駐車場（平日389台・土日祝日456台）等
- ・利用状況（令和2年度） 面積稼働率 18.1%
  
- ・施設名 広島県立産業技術交流センター
- ・所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号
- ・指定期間 平成29年4月1日～令和4年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 387,000,000 円  
（うち令和2年度管理費用 84,999,000 円）
- ・所管課 商工労働局商工労働総務課
- ・施設設備 研修室・会議室等（5室）、多目的ホール（318m<sup>2</sup>）、駐車場（85台）等
- ・利用状況（令和2年度） 利用件数 1,048 件

## (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 5 公益財団法人広島県下水道公社

### (1) 監査の概要

#### ア 法人の概要

- ・ 設立目的 県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全さらに地球環境の保全に寄与するために、下水道技術や環境改善に関する調査研究、下水道知識の普及啓発等及び流域下水道の管理を行うこと。
- ・ 所在地 広島市南区向洋沖町1番1号
- ・ 代表者 理事長 上仲 孝昌
- ・ 設立 昭和56年8月1日（平成25年4月1日公益財団法人へ移行）
- ・ 役職員 役員15人（うち常勤2人）、職員36人（うち県派遣職員10人）  
（令和3年10月31日現在）
- ・ 主な事業 下水道に係る水質管理、下水道技術者の育成、下水道技術並びに環境改善及び省資源化等の調査研究、下水道知識の普及及び啓発、流域下水道の処理施設の運転及び維持管理

#### イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和2年度
経常収益 A	3,467,380
経常費用 B	3,464,620
当期経常増減額 C (A - B)	2,760
経常外収益 D	0
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D - E)	0
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	2,760
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	2,760
資産合計 J (K + L)	620,630
負債合計 K	505,653
指定正味財産	79,000
（うち、基本財産充当額）	79,000
一般正味財産	35,978
正味財産合計 L	114,978

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により、合計が一致しない場合がある。

#### ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産79,000,000円のうち、39,500,000円（50%）を出捐（令和3年4月1日現在）  
（所管課 企業局流域下水道課）

## (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において検討要請事項があった。

### 【検討要請事項】

#### 修繕業務契約における事務処理について

##### ア 落札者の決定について

公益財団法人広島県下水道公社（以下「公社」という。）は、維持修繕業務の入札において、予定価格の範囲内で、かつ最低の価格をもって入札した者を落札者としている。

しかしながら、公社が執行する修繕業務は、公益性が高い流域下水道処理施設において、事故や機能停止を未然に防止するための維持管理業務であること、建設業法で定める工事種類による専門性を求めて施工する業務で品質の確保や適正な実施が不可欠であること、さらには国や地方自治体を中心に公共工事の品質確保とその担い手の確保に取り組んでいる社会的背景があることなどを踏まえて、低入札価格調査制度または最低制限価格制度の導入を検討していただきたい。

##### イ 修繕業務請負契約附帯条項等の見直しについて

公益財団法人広島県下水道公社財務規程において、契約の方法については、公社の定めるもののほかは、原則として県の例によることとしている。また、修繕業務の入札に係る説明書においては、広島県建設工事執行規則（以下「執行規則」という。）を準用して業務を執行することとしているが、執行規則等で受注者に提出を求めている「請負代金内訳書」や「施工体制台帳」等を提出させていなかった。

このことは、公社が策定する修繕業務請負契約附帯条項（以下「附帯条項」という。）や仕様書等において、近年の執行規則の改正が反映されておらず、適切に準用されていないことに起因するものと考えられることから、附帯条項及び仕様書、その他要領等の内容を精査し、見直す必要があるものについては、所要の改正を行うよう検討していただきたい。

## 6 公益財団法人ひろしまこども夢財団

### (1) 監査の概要

#### ア 法人の概要

- ・設立目的 広島県の明日を担う子どもの健やかな成長を願い、安心して子どもを生き育てることができる環境づくりと、子育て家庭や子育て応援活動を支援することにより、子どもが夢を持ち、子育てに喜びが持てる社会の構築に寄与することを目的とする。
- ・所在地 広島市中区基町 10 番 52 号 県庁子供未来応援課内
- ・代表者 理事長 三好 久美子
- ・設立 平成 8 年 2 月 23 日 (平成 25 年 4 月 1 日公益財団法人へ移行)
- ・役職員 (令和 3 年 10 月 31 日現在)  
 理事 5 名 (県職員の兼務職員を含む), 監事 2 名  
 職員 9 名 (県職員の兼務職員・パートタイム会計年度任用職員を含む)
- ・主な事業 出会い・結婚支援事業, 妊娠・出産支援事業, 子育て・子育て支援事業, 広告掲載事業

#### イ 経営の状況

(単位: 千円)

区 分	令和 2 年度
経常収益 A	65,540
経常費用 B	65,561
当期経常増減額 C (A - B)	▲20
経常外収益 D	0
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D - E)	0
法人税等 G	132
当期一般正味財産増減額 H (C + F - G)	▲152
当期指定正味財産増減額 I	671
当期正味財産増減額合計 J (H + I)	519
資産合計 K (L + O)	108,547
負債合計 L	21,015
指定正味財産 M	62,572
(うち, 基本財産充当額)	(50,140)
一般正味財産 N	24,959
正味財産合計 O (M + N)	87,532

注 端数調整により合計が一致しない場合がある。

#### ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産 50,139,790 円のうち 50,000,000 円 (99.7%) を出捐 (令和 3 年 10 月 31 日現在)  
 (所管課 健康福祉局子供未来応援課)

## (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

### 【指摘事項】

#### リース取引における会計処理について

リース取引の処理方法に係る公益財団法人ひろしまこども夢財団会計処理規程の内容が、公益法人会計基準に適合していなかった。また、これにより、次の資産計上が必要なリース物件が貸借対照表に計上されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

リース物件	デスクトップパソコン8台，レーザープリンター1台，無線LAN1台，NAS（バックアップソフトを含む）1台
リース期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日
根拠	企業会計基準 第13号 リース取引に関する会計基準 9，10 内閣府 公益法人インフォメーションFAQ 問VI-4-②(会計基準)

### 【改善を求める事項】

#### 契約における事務処理について

次の契約において、原議に理由の記載がないまま随意契約を行っていた。公益財団法人ひろしまこども夢財団会計処理規程は売買，賃貸借，請負その他の契約については一般競争入札を原則としている。随意契約を行う場合には、会計処理規程第32条の何号に該当するのかを明確にし、客観的かつ具体的な理由を明確にするなど、契約の競争性・公平性の確保に努める必要がある。

契約名	オンライン「おしゃべり広場」に係る感染症予防絵本制作業務 パソコン機器等賃貸借・保守契約
根拠	公益財団法人ひろしまこども夢財団会計処理規程第30条，第32条



## 7 一般社団法人広島県野菜価格安定資金協会

### (1) 監査の概要

#### ア 法人の概要

- ・ 設立目的 国や県の補助金，会員からの負担金等を原資として野菜安値補償金を造成し，野菜の市場価格が著しく下落した場合に，会員を通じて生産者に安値補償金を交付することにより，野菜生産農家の経営の安定及び野菜の安定した生産と供給を図る。
- ・ 所在地 広島市安佐南区大町東二丁目 14 番 12 号
- ・ 代表者 会長 水永 祐治
- ・ 設立 昭和 42 年 5 月 26 日
- ・ 役職員 役員 9 人（うち常勤 1 人），職員 2 人  
（令和 3 年 11 月末現在）
- ・ 主な事業 安値補償交付予約数量の取りまとめ，安値補償交付準備金の造成及び管理，安値補償金の交付

#### イ 経営の状況

（単位：千円）

区分		令和 2 年度
経常収益	A	49,343
経常費用	B	55,641
当期経常増減額	C (A - B)	▲6,298
経常外収益	D	0
経常外費用	E	0
当期経常外増減額	F (D - E)	0
当期一般正味財産増減額	G (C + F)	▲6,298
当期指定正味財産増減額	H	3,907
当期正味財産増減額合計	I (G + H)	▲2,391
資産合計	J (K + N)	566,571
負債合計	K	34,411
指定正味財産	L	300,243
（うち，基本財産充当額）		0
一般正味財産	M	231,917
正味財産合計	N	532,160

※ 出典：出資法人経営状況説明書

#### ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 加入預り金 18,275,000 円のうち，13,050,000 円 (71.4%) を出捐（令和 4 年 1 月 13 日現在）

（所管課 農林水産局農業経営発展課）

(イ) 令和 2 年度野菜安値補償準備金造成事業補助金を交付

（所管課 農林水産局農業経営発展課）

- ・補助額 8,394,000 円
- ・交付の目的 計画的な野菜生産と供給を目指し長期的な野菜価格の安定を図る。
- ・補助対象経費 協会が野菜安値補償金の交付に要する資金として、業務対象年間中に造成する補償準備金に充てるための経費で国費補助分を除いた経費の一部

## (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 8 広島県職業能力開発協会

### (1) 監査の概要

#### ア 法人の概要

- ・ 主な事業内容 県内における職業能力の開発・向上を促進し、労働者の地位向上を図るとともに、経済・社会の発展に寄与すること
- ・ 所在地 広島市中区千田町三丁目 7-47 広島県情報プラザ 5 階
- ・ 代表者 会長 菖蒲田 清孝
- ・ 設 立 昭和 54 年 4 月 2 日

#### イ 県の財政的援助等の状況

令和 2 年度広島県職業能力開発協会費補助金を交付

(所管課 商工労働局職業能力開発課)

- ・ 補助額 63,070,000 円
- ・ 交付の目的 職業訓練及び技能検定の普及及び振興
- ・ 補助対象経費 広島県職業能力開発協会が行う職業能力開発促進法第 46 条第 4 項の規定による技能検定試験及び同法第 82 条の規定による業務の実施に要する経費並びに協会の管理に要する経費

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

#### 【改善を求める事項】

##### 補助金実績報告における事務処理について

次の補助金における実績報告書に添付する経費明細及び経費明細内訳において、対象経費である職員人件費(扶養手当)の確認が不十分なものを計上していた。適正な実績報告となるよう、事務処理を改善する必要がある。

補助金名	令和 2 年度広島県職業能力開発協会費補助金
------	------------------------

## 9 広島県商工会連合会

### (1) 監査の概要

#### ア 法人の概要

- ・ 主な事業 商工会の組織及び事業について指導，連絡  
商工業に関する情報又は資料の収集，提供  
商工業に関する調査研究  
商工業に関する専門的事項についての相談，指導 など
- ・ 所在地 広島市中区大手町三丁目3-27
- ・ 代表者 会長 平田 圭司
- ・ 設立 昭和36年11月6日
- ・ 会員の状況（令和3年6月30日現在）  
34団体

#### イ 県の財政的援助等の状況

##### (ア) 令和2年度小規模事業経営支援事業費補助金(直接分・間接分)を交付

(所管課 商工労働局経営革新課)

- ・ 補助額 218,485,700円(直接分)  
1,396,056,700円(間接分)
- ・ 交付の目的 経営改善普及事業及び商工会指導事業等を行うため
- ・ 補助対象経費 商工会指導員等を設置して行う商工会指導事業及び経営指導員等を設置して行う経営改善普及事業等に要する経費等  
商工会が経営指導員等を設置して行う経営改善普及事業等に要する経費として連合会が商工会に補助する経費

##### (イ) 令和2年度小規模事業振興費補助金を交付

(所管課 商工労働局経営革新課)

- ・ 補助額 436,000円
- ・ 交付の目的 県内商工会の発展を図り，もって中小企業者の経営安定及び地域経済の発展に資するため
- ・ 補助対象経費 商工振興対策事業及び商工会実態調査事業に要する経費

##### (ウ) 令和2年度緊急対策販路開拓等支援補助金を交付

(所管課 商工労働局経営革新課)

- ・ 補助額 6,393,238円
- ・ 交付の目的 小規模業者が生産性向上に資する経営計画や新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越える経営計画による販路開拓等を行うにあたり，経費の一部を補助することで，小規模事業者の生産性向上と持続的発展に資する。
- ・ 補助対象経費 商工会連合会の管理・運営経費や事業者の国庫補助金で確定した経費

(エ) 令和2年度新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金(直接分・間接分)を交付

(所管課 商工労働局経営革新課)

- ・ 補助額                    6,951,090円(直接分)  
                                 166,281,998円(間接分)
- ・ 交付の目的            新型コロナウイルス感染症の流行により、事業活動に影響を受けている中小・小規模事業者等の経営相談支援体制の強化のため
- ・ 補助対象経費        事業活動に影響を受けている中小・小規模事業者等の経営支援を行うために設置する職員等に要する経費及び支援事業の実施に要する経費及びその他企業に対する各種支援等

## (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 10 株式会社恐羅漢

### (1) 監査の概要

#### ア 指定管理者の概要

- ・ 主な事業 恐羅漢スノーパークの運営管理, 牛小屋高原公園施設指定管理業務など
- ・ 所在地 山県郡安芸太田町大字横川 740-1
- ・ 代表者 代表取締役 川本 泰生
- ・ 設立 平成 23 年 5 月 2 日

#### イ 公の施設の管理状況

- ・ 施設名 牛小屋高原公園施設
- ・ 所在地 山県郡安芸太田町大字横川
- ・ 指定期間 平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 41,059,000 円  
(うち, 令和 2 年度管理費用 8,235,000 円)
- ・ 所管課 環境県民局自然環境課
- ・ 利用状況 入場者数 5,165 人 (令和 2 年度)

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 11 一般財団法人休暇村協会

### (1) 監査の概要

#### ア 指定管理者の概要

- ・ 主な事業 休暇村の設置経営
- ・ 所在地 東京都台東区東上野五丁目 1 - 5
- ・ 代表者 理事長 河本 利夫
- ・ 設立 昭和 36 年 12 月 1 日

#### イ 公の施設の管理状況

- ・ 施設名 帝釈公園施設
- ・ 所在地 庄原市東城町三坂
- ・ 指定期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 10,753,000 円  
(うち、令和 2 年度管理費用 2,153,000 円)
- ・ 所管課 環境県民局自然環境課
- ・ 利用状況 施設利用者数 15,096 人 (令和 2 年度)

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

#### 【改善を求める事項】

##### 施設・設備の安全性の確保について

敷地内の公衆便所や野外ステージが損傷しているが、修繕も撤去もされず数年が経過しているほか、多目的ホール入口の階段が腐食・破損したり、ケビンのベランダの一部が腐食するなど、利用者の安全面で課題がある。

これらについては、現状をよく把握し、早急に所管課と修繕や取替・撤去等について協議し、実効性のある適切な対応をする必要がある。

また、当施設の管理運営は当財団が行っているが、公の施設における利用者の安全確保については、施設の設置者としての県には大きな責任がある。

したがって、施設の設置者である所管課と当財団で、帝釈公園施設の管理運営について共通認識を図った上で、利用者の利便性と安全性の確保を念頭に、対症療法的な修繕や撤去ではなく、長期的な視野に立って、今後の帝釈公園施設の維持管理に取り組む必要がある。

## 12 日本空港コンサルタンツ・大成有楽不動産連合体

### (1) 監査の概要

#### ア 指定管理者の概要

- ・ 主な事業 広島県広島ヘリポートの管理
- ・ 所在地 広島市西区観音新町 4-10-2
- ・ 代表者 株式会社日本空港コンサルタンツ 代表取締役社長 池上 正春
- ・ 設 立 平成 26 年 9 月 19 日

#### イ 公の施設の管理状況

- ・ 施設名 広島県広島ヘリポート
- ・ 指定期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 701, 029, 000 円  
(うち, 令和 2 年度管理費用 138, 695, 000 円)
- ・ 所管課 土木建築局空港振興課
- ・ 利用状況 着陸 2, 265 回, 離陸 2, 265 回 (令和 2 年度)

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。



## 13 広島県ビルメンテナンス協同組合

### (1) 監査の概要

#### ア 指定管理者の概要

- ・ 主な事業 組合員の行うビルメンテナンス業務（官公需）及び指定管理者制度に係る共同受注 等
- ・ 所在地 広島市西区己斐本町二丁目 19 番 3 号
- ・ 代表者 理事長 澤田 英治
- ・ 設 立 昭和 62 年 11 月 2 日

#### イ 公の施設の管理状況（今回の監査対象分）

##### (ア) 広島南部地区

- ・ 施設名 県営住宅 広島南部地区
- ・ 管理対象地域 広島市中区，東区，南区，西区
- ・ 指定期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 1,236,304,510 円（うち，緊急修繕費 78,715,000 円）  
〔うち，令和 2 年度管理費用（上限額）244,127,702 円  
（緊急修繕費（上限額）15,743,000 円を含む。）〕
- ・ 所管課 土木建築局住宅課
- ・ 利用状況

##### 県営住宅の入居状況

（単位：戸，％）

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 B/ (A-C) ×100
令和 2 年度末	2,876	2,375	257	90.6
令和 3 年 10 月末日現在	2,876	2,356	229	89.0

##### (イ) 広島北部地区

- ・ 施設名 県営住宅 広島北部地区
- ・ 管理対象地域 広島市安佐南区，安佐北区
- ・ 指定期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（5 年）
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 2,343,988,555 円（うち，緊急修繕費 78,710,000 円）  
〔うち，令和 2 年度管理費用（上限額）462,713,711 円  
（緊急修繕費（上限額）15,742,000 円を含む。）〕
- ・ 所管課 土木建築局住宅課
- ・ 利用状況

##### 県営住宅の入居状況

（単位：戸，％）

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 B/ (A-C) ×100
令和 2 年度末	5,268	3,778	397	77.5
令和 3 年 10 月末日現在	5,268	3,719	425	76.7

## (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 14 株式会社東急コミュニティー

### (1) 監査の概要

#### ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 不動産管理業 等
- ・所在地 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号 世田谷ビジネススクエアタワー
- ・代表者 代表取締役社長 雑賀 克英
- ・設立 昭和45年4月8日

#### イ 公の施設の管理状況

- ・施設名 県営住宅 福山・府中地区
- ・管理対象地域 福山市, 府中市
- ・指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 1,009,544,000円 (うち, 緊急修繕費 52,475,000円)  
〔うち, 令和2年度管理費用(上限額) 181,325,000円  
(緊急修繕費(上限額) 10,495,000円を含む。)]
- ・所管課 土木建築局住宅課
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

(単位: 戸, %)

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 $B / (A - C) \times 100$
令和2年度末	2,189	1,377	685	91.5%
令和3年10月末日現在	2,189	1,347	447	77.3%

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 15 一般社団法人広島県医師会

### (1) 監査の概要

#### ア 指定管理者の概要

- ・ 主な事業 医道の高揚，医学教育の向上，医学と関連科学との総合進歩，医師の生涯研修，医学及び医療の国際交流，公衆衛生の指導啓発，地域医療の推進発展，地域保健の向上，保険医療の充実，医事法規の整備，医療施設の整備など
- ・ 所在地 広島市東区二葉の里三丁目2番3号
- ・ 代表者 会長 松村 誠
- ・ 設 立 昭和22年11月1日

#### イ 公の施設の管理状況

- ・ 施設名 広島県立広島がん高精度放射線治療センター
- ・ 所在地 広島市東区二葉の里三丁目2番2号
- ・ 指定期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 37,342,000円  
(うち，令和2年度管理費用7,482,000円)
- ・ 所管課 健康福祉局健康づくり推進課
- ・ 利用状況(令和2年度)

患者数		会議室等 利用者数
新規患者数	延患者数	
610人	12,831人	80人

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。